

## おきなわeスポーツ推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 おきなわeスポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）」、「地域未来交付金制度要綱（令和8年2月4日付け府地創第30号及び府地事第54号内閣府事務次官通知、7農振第2446号農林水産事務次官通知、20260127 財経第2号経済産業事務次官通知、国総政第54号国土交通事務次官通知、環政総発第2602032号環境事務次官通知。）」、「地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和8年3月2日付け府地創第50号及び府地事第93号内閣府事務次官通知）」「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」（平成20年府会第393号。以下「内閣府通知」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内で開催されるeスポーツ（コンピューターゲーム又はビデオゲームを使った対戦競技をいう。以下同じ。）のイベントを支援することにより、eスポーツの国際大会及び大規模イベント等の誘致と定着を図り、eスポーツを通じた地域及び経済の活性化に資することを目的とする。

### (補助金の交付対象、補助対象経費及び補助率)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、前条の目的を達成するためeスポーツのイベント（以下「補助対象事業」という。）に対し、必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の補助対象経費の区分、補助率は別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この補助金の対象となる者は、県内に事業所を有する法人、代表事業者が沖縄県内に事業所を有する法人である共同事業体（役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る。）、eスポーツ関係団体、その他知事が適当と認めるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式の交付申請書及び添付資料を知事に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第5条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に第2号様式による申請取下げ書を提出するものとする。

（計画変更の承認等）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ第3号様式の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ第4号様式の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに第5号様式の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要

求があった場合は、速やかに第6号様式による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第9条 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者はその遂行等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに第7号様式の実績報告書及び添付書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、第8号様式の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、直ちに第9号様式の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条第1項の交付決定の内容の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類について、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第16条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事業所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票として、立入検査等職員身分証票（第

10号様式)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(成果の発表)

第17条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年5月21日文化観光スポーツ部長決裁)

1 この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和8年3月31日文化観光スポーツ部長決裁)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）  
おきなわeスポーツ推進事業補助金

経費の区分	補助対象経費	内 容	補助率
人件費	職員人件費  事務補助員賃金	補助事業に従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当及び法定福利費の補助事業者負担分。ただし、福利厚生に係る諸手当、賞与、時間外手当、役員報酬は除く。  補助事業に従事する事務補助員等に対する賃金	補助対象経費の3分の2以内  ただし、補助事業の実施に伴い、交付申請時の額を上回る収入が生じたと認められる場合には、交付決定額より上回る収入を差し引いた補助金額を限度とする。
事業費	賃金  旅費  需用費  役務費	事業実施に必要な一時的なアルバイト等に要する賃金  事業実施に必要な出張又は専門家等招聘に要する経費  事業実施に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費等であつて、当該事業のために使用されることが確認できる経費  事業実施に必要な広告宣伝費、保険料、デザイン料、通信運搬費、原稿料等に要する経費	

	委託料	事業実施に必要な業務のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費	
	使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料、駐車場使用料、機械設備等の使用料等に要する経費	
	報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費	
	その他補助事業に必要な経費	事業実施に必要な経費であつて、他のいずれの区分にも属さないもの。当該事業のために使用されることが特定、確認できるもの。	

(補助対象外経費)

- ① 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。)
- ② 県以外の補助金、負担金等の交付を受けている、又は受けることが確定している事業に要する経費
- ③ 賞金・賞品代、飲食代等の特定の個人に対する給付経費
- ④ 備品購入費(ゲーミングPC、モニターなど)、ハード整備に関する経費
- ⑤ グッズ販売や売店等に係る経費
- ⑥ スタッフ用ユニフォームなど
- ⑦ その他補助事業の目的に照らし適当と認められない経費